

令和5年度 第4回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年7月7日（金）13時30分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 研修室1
- 出席者：（教育委員）橋本茂子 （教育委員）山口直登
 （教育委員）川原 悟
 （教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎
- 欠席者：（教育委員）長下亜希
- 教育長挨拶
- 議題

（1）議事録の承認について

（2）議案審議

議案第 9号 東彼杵町社会教育委員の委嘱について

議案第10号 東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 教育行政財産の用途廃止並びに所管換えについて

議案第12号 市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認について

議案第13号 東彼杵町学校運営協議会委員の変更による委嘱について

（3）報告事項

- ① 小中一貫教育制度検討委員会設置準備状況について（第2回）【別添】
- ② 町、県学力調査の結果及び考察について【別添】
- ③ 令和5年度東彼杵町学力向上研修会について
- ④ 令和6年度人事異動及び教育行政に関する要望について
- ⑤ 6月行政報告
- ⑥ 7月行事予定

4 その他

- ① 教育週間中の学校参観の感想
- ② 臨時教育委員会開催日程調整について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 13時30分

教育長挨拶

午前中からの東彼杵中学校学校訪問、また教育週間学校参観へのお礼を述べ、6月行事報告から特別支援会議、特別支援教育連携協議会の取組内容、郡中体連陸上競技結果など、また教職員働き方改革に係るPTA業務の見直しのPTAへの要望等について報告し、挨拶を行った。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していた6月1日開催の令和5年度第3回定例教育委員会の議事録の内容確認について、教育委員からの修正意見等を7月6日までに求め、特段、連絡等は無かったことを報告し、配付いたしました内容でご承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

原案とおり承認を受ける。

教育次長

只今、承認を受けました議事録の議事録署名人について、橋本委員を指名し、承諾を求める。

教育長及び教育委員全員

承諾を受ける。

（2）議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

なお、議案審議の前にお諮りします。

議案第9号、及び議案第13号については、人事案件であり、個人情報を含みますので、この2議案については、議事録に審議内容の詳細を記載することを省略してよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議無し

教育長

全員異議なしと認め、この2議案の審議は、非公開として、これから議案の審議を行います。

議案第9号、東彼杵町社会教育委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第9号、東彼杵町社会教育委員の委嘱について説明します。

東彼杵町社会教育委員条例第2条の規定に基づき、次の者を社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。

1. 委嘱する者の氏名ですが、選任区分が社会教育の関係者で、東彼杵町体育協会、副会長、池田秋義。新任になります。

委嘱の期間が、令和5年7月10日から令和7年3月31日までとなります。

提案の理由は、東彼杵町社会教育委員の欠員に対し、新たに委員を委嘱したいので本案を提出するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

教育長

これから質疑を行います。ご質問等あればお願ひします。

(教育委員からの質疑内容は省略。)

教育長

他に、質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。

では、これから議案第9号、東彼杵町社会教育委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。議案第9号、東彼杵町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第9号、東彼杵町社会教育委員の委嘱については、原案の通り承認することに決定いたします。

次に、議案第10号、東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審議を行います。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第10号、東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを説明します。

東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第6号）

の一部を改正するため教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、東彼杵町歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日施行）に係る改正内容の観覧料を無料化について、その際の条文上の観覧料の削除漏れがあったため、その修正に係る条例の一部改正を議会に上程することについて教育委員会の承認を求めるものです。

（改正案について、新旧対照表を配付し、改正の内容を説明する。）

教育長

これから質疑を行います。

川原委員

観覧料と使用料との違いは。

教育次長

観覧料とは、入館料になります。

また、使用料とは資料館の中に研修室兼展示室がありますが、その部屋は貸出しが可能で、外部の方が使用する場合には、規定された使用料を徴収することになり、この規定は未だ残っているものです。

教育長

新旧対照表の第10条の本文は（略）となっていますが、本文中に「観覧料又は使用料」との文言がありますが、この文中の「観覧料」は削除しなくてよいのか。

また、第7条の「観覧料」はどうなるのか。

教育次長

第7条の規定については、資料館が主催する特別の展示会等について、その実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができると規定しており、本条文は現状のままです。

今回の一部改正に係る観覧料は、以前、資料館常設展示の観覧に係る観覧料を規定していたものに関する条文上の文言を修正するものであり、第10条はそのまま必要となりますので、新旧対象表の文中からは削除する修正をお願いします。

教育長

関連して、減免の率は、全額か半額かの規定はなくてもよいのか。

教育次長

規則で減免率を設定されているかと思いますが、どの様な団体がどの様な目的でということでの判断になりますが、観覧料の設定には実費相当額の範囲内とあり、おそらく小額的なものと思われるので、全額かという対応になるものと思われます。

教育長

他、ご質問はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。

では、これから議案第10号、東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての承認を求めます。

お諮りします。議案第10号、東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、修正した内容をもって、審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第10号、東彼杵町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、修正した内容で審議のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第11号、教育行政財産の用途廃止並びに所管換えについてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第11号、教育行政財産の用途廃止並びに所管換えについて、教育行政財産である千綿小学校学校用地の一部について、教育行政財産の用途を廃止し、東彼杵町長に所管換えを行うことについて、教育委員会の承認を求めるものです。

用途を廃止する教育行政財産の内容ですが、区分が土地、用途が学校用地で所在が平似田郷727番地の一部です。

公簿上の地目は、宅地、地積が4,369.37㎡で、そのうち用途廃止の内容が、宅地、廃止する面積が2,920.29㎡になり、用途変更は住宅用地になります。

もう1筆が、区分は土地で用途が学校用地、所在が平似田郷831番地の一部で、公簿の地目は雑種地で地積が921.00㎡、用途廃止の内容は、雑種地で用途廃止する面積が792.26㎡です。用途変更は住宅用地になります。

提案の理由は、千綿小学校学校用地の一部について、町営住宅団地の建て替え用地として、必要となることから本案を提出するものです。

関係資料として、協議依頼先の建設課から団地建て替えの用地に関する協議とすることで合議が出されています。

(そのほか添付資料をもとに説明を行う。)

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

町営住宅は、以前プールがあったところに建設されるということですか。

教育次長

以前、プールがあったところを含めて造成がされますが、その部分は切土になり擁壁部分になるのではと思われます。

図面上では写真上のテニスコートに住宅が建設され、裏の方に駐車場を設けて、建物自体は大村湾を望むような形で住宅ができると聞いております。

山口委員

住宅の横には学校プールがありますが、プールと住宅の間には何か仕切り等は立つ予定ですか。

教育次長

この件は、教育委員から要望を出しており、協議する中で、見えないような対応を取りたいとして建設課からも説明を受けています。

川原委員

この建て替えは、駄地住宅団地の全部が移転する内容ですか。

そうなれば、手前の町道はそう広くも無く、通学路は大丈夫でしょうか。

教育次長

この町営住宅の移転に伴い、手前の町道は改良工事が行われ、歩道帯が整備されますが、千綿齒科横の交差点からの改良工事では無く、町営住宅前から小学校校門までの町道部分のみの改良になります。

山口委員

小学校校門の手前に、以前、民家がありましたが、そこは支障はないのか。

教育次長

現在、その土地は町有地になっています。

教育長

他に質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

それでは質疑なしと認めます。

これから議案第11号、教育行政財産の用途廃止並びに所管換えについての承認を求めます。

お諮りします。異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号、教育行政財産の用途廃止並びに所管換えについては、審議の通り承認することで決定いたします。

次に、議案第12号、市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認についてを議題として、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(これ以降の会議内容については記載を省略。)

教育長

これから質疑を行います。

(教育委員からの質疑内容は省略)

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

はい、以上で「質疑無し」と認めます。

それでは、これから議案第12号、市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第12号、市町村立学校県費負担教職員の公傷休暇の承認については審議のとおり承認することに決定いたします。

続いて、議案第13号、東彼杵町学校運営協議会委員の変更による委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第13号、東彼杵町学校運営協議会委員の変更による委嘱について説明を致します。

東彼杵町学校運営協議会委員については、東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則第8条の規定に基づき、各学校長に推薦により教育委員会が任命することになっております。

また、去る5月1日に開催しました第2回定例教育委員会におきまして東彼杵町学校運営協議会委員の委嘱についてとして、千綿小学校、彼杵小学校、東彼杵中学校の各学校の委員のご承認を頂いたところです。

今回、変更して委嘱する者は、後任者の明時幸夫、前任者が松下文隆です。

提案の理由は、令和5年度東彼杵町学校運営協議会委員について、前任者の松下氏から体調不良による辞退の申出があり、後任者への変更の申出が学校長からあったので、後任者の委員についての承認を求めるものです。

説明は、以上です。宜しくお願いします。

教育長

これから質疑を行います。

(教育委員からの質疑内容は省略)

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

はい、以上で「質疑無し」と認めます。

それでは、これから議案第13号、東彼杵町学校運営協議会委員の変更による委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第13号、東彼杵町学校運営協議会委員の変更による委嘱については、審議のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 報告事項

① 小中一貫教育制度検討委員会設置準備状況について

教育次長

小中一貫教育制度検討委員会設置準備状況について、第2回目の報告となります。報告を、専任の岩川先生から致します。

岩川専任職員

別添の資料、東彼杵町小中一貫教育導入に向けた準備業務(6月の取組)を基に説明を致します。

(別添資料をもとに説明)

教育次長

説明された東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱につきましては、次回8月の教育委員会で、改めて議案又は協議事項として、ご意見等を聞かさせていただきたいと思っています。

教育長

また今後は、総合教育会議でも諮って行くこととなりますが、基本的に教育委員会から検討委員会を立ち上げて、検討委員会へ諮問するという形になり、そして、この検討委員会が検討した結果が教育委員会に答申され、教育委員会で協議し、町長へ提言するという流れになると思われる。

② 町、県学力調査の結果、考察について

山口指導主事

資料をもとに、長崎県学力調査と町学力調査の結果概要について報告を行った。

山口委員

国語の読み書きについて、今はICTを使った授業が増え、書く時間が減るなどとして、弊害となるようなことはないのか。

山口指導主事

国語のICTの授業では、電子黒板を使ったり、学習報告ではワークシートなどを書いたりとしており、まだその因果関係はわからないが、タブレットをうまく使ったときに、今まで何も書けなかった方がタブレットでどんどん書いていくという子が見られるのはいます。

タブレットに書き込んだりというのはやっているもので、そこを上手にICTとのバランスを取っていく必要もあるかと思います。

橋本委員

タブレットは、どの教科にしても今の時代には欠かせないものだと思いますが、無回答率が多いと正答率も低くなるというところで、読むことと書くことは連動しており、何かを読んで書くヒントをもらったり、書くことによって自分の考えを頭の中でまとめたりと、また読むことに繋げたりと思う中で、そこが何か本当に今後大丈夫なのかなという気がします。

山口指導主事

今後、全国学力調査もタブレットでの回答になってくることから、書くということも残ると思いますが、タイピングで回答することが出てくると考えられます。

経緯やある程度考えたことを文章に表すという形は残るかもしれない。

現在、ドリルパークというタブレットでドリルを行っていますが、答えを全部選ぶばかりではなく、ある程度書くというところもあり、タイピングしたり、タッチペンで書いたりというドリルを入れています。

橋本委員

ドリルパークとは、問題集のようなものですか。

山口指導主事

そうです。問題に答えて、AIによって、その子の苦手な分野の問題を出したり、その子に合ったレベルとかで過去に遡って問題を出してくれます。

教育長

千綿小学校ではタブレットを使った作文の学習で、初めに左に構想図を立てて、次に右に長い文章を書いていくという授業がありました。

つまり、消さなくていいという、この様な授業ができるのだなあと思いました。

今日の学校訪問での授業を見ても、全部書かなくていいからキーワードだけを書いて、キーワードだけで説明するという授業のやり方もありました。

彼杵小学校では、クラス全員が一斉に考えや意見をタブレットに打ち、それが全部見えるなどにより、時間が短縮できたりする。だから、考える時間を長く取れるという利点のあるなあと感じました。

③ 令和5年度東彼杵町学力向上研修会について

山口指導主事

令和5年度の学力向上研修会の研修テーマを「東彼杵町の子どもより良い学びと成長を考える。～小・中連携による学力向上を目指して～」として、講義、分科会、全体会で構成し、今回は昨年の反省を踏まえ、分科会の時間を長めに対応して実施することとして、当日の参加を依頼した。

④ 令和6年度人事異動及び教育行政に関する要望について

教育長

長崎県市町村教育委員会連絡協議会からの要望調査に対して、以下の要望を行ったことを報告する。

- ・人事異動に関する要望：3件
- ・教育行政に関する要望：2件

⑥ 6月行政報告について

教育次長

資料により、説明を行う。

⑦ 7月行事予定について

教育次長

資料により、説明を行う。

(4) その他

・臨時教育委員会開催日程調整について

令和6年度使用小学校教科書採択への審議が必要なことから、日程的な制約があり、8月28日(月)の午前9時から開催することで出席依頼を行った。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を8月3日(木)、15時から開催することに決定する。

15時57分 閉会

議事録署名

令和5年9月4日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人

